



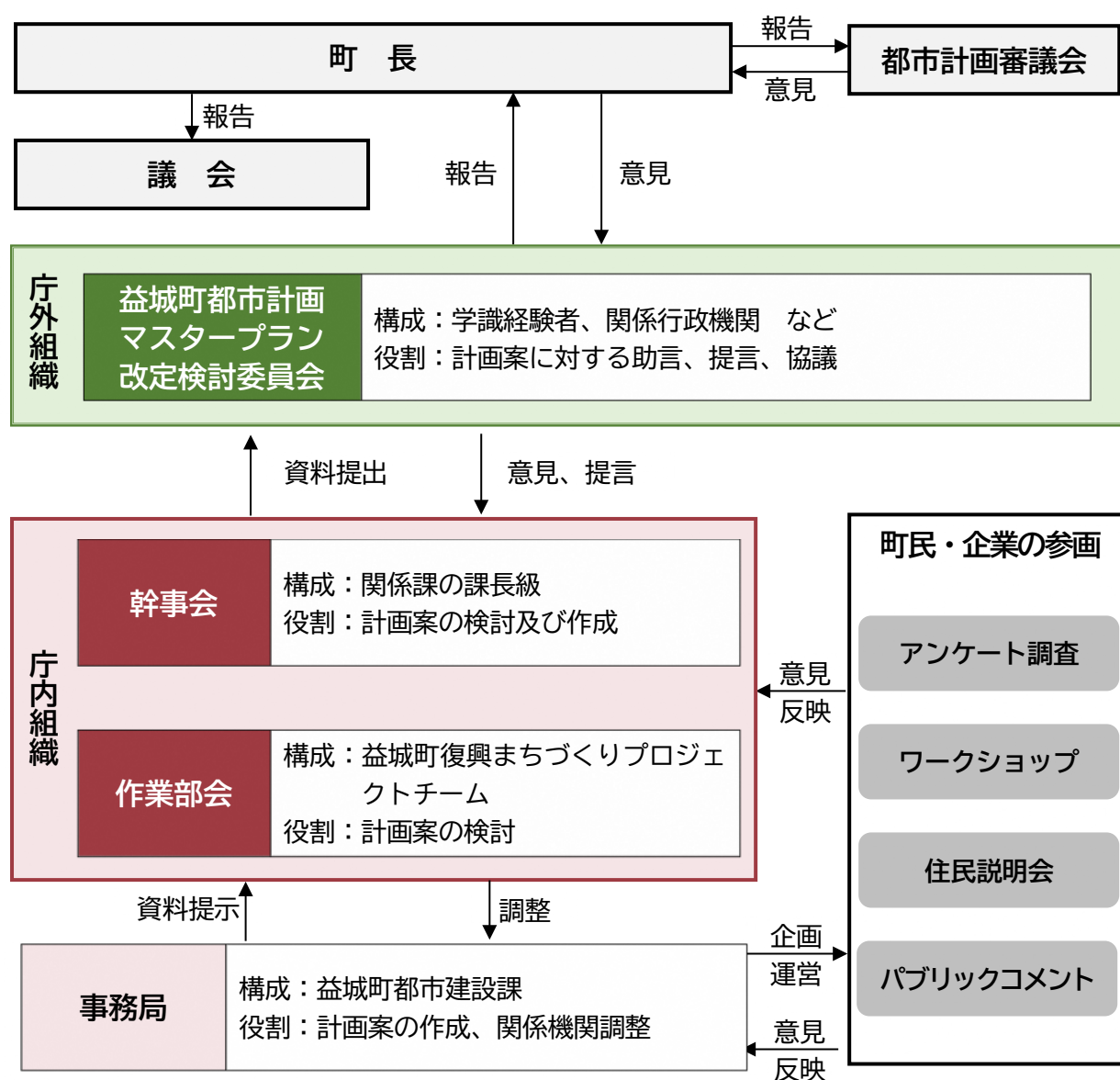
参考資料

- | | |
|------------|------|
| 1. 計画の策定体制 | 参考-1 |
| 2. 計画の策定経緯 | 参考-2 |
| 3. 各委員名簿 | 参考-3 |
| 4. 町民意向の反映 | 参考-4 |
| 5. 用語集 | 参考-6 |

1. 計画の策定体制

計画策定にあたっては、町民や企業の意見を反映させながら、また、庁内の関係各課で構成する「幹事会」や「作業部会」、庁外の学識経験者や関係行政機関など多様な関係者で構成された「改定検討委員会」を設置し、横断的な体制で取り組みました。

《計画の策定体制》



2. 計画の策定経緯

年 月 日	内 容
令和 元 年 7 月 16 日	第1回益城町都市計画マスタープラン改定庁内作業部会
令和 元 年 8 月 1 日	第1回益城町都市計画マスタープラン改定庁内幹事会
令和 元 年 8 月 26 日	第1回益城町都市計画マスタープラン改定検討委員会
令和 元 年 10 月 26 日	益城町都市計画マスタープラン改定 木山中×益城中 若人会議
令和 元 年 10 月 28 日	第2回益城町都市計画マスタープラン改定庁内作業部会
令和 元 年 10 月 31 日	第2回益城町都市計画マスタープラン改定庁内幹事会
令和 元 年 11 月 6 日	第2回益城町都市計画マスタープラン改定検討委員会
令和 元 年 11 月 15 日	第3回益城町都市計画マスタープラン改定庁内作業部会
令和 元 年 12 月 13 日	第4回益城町都市計画マスタープラン改定庁内作業部会
令和 2 年 1 月 8 日	災害復興特別委員会報告
令和 2 年 1 月 30 日	第3回益城町都市計画マスタープラン改定庁内幹事会
令和 2 年 2 月 3 日	第3回益城町都市計画マスタープラン改定検討委員会
令和 2 年 2 月 29 日	益城町都市計画マスタープラン改定(案)住民説明会 (昼・夜2回)
令和 2 年 2 月 21 日 ～ 3 月 20 日	益城町都市計画マスタープラン改定(案)に関する意見公募 (パブリックコメント)の実施
令和 2 年 3 月 26 日	益城町都市計画審議会 益城町都市計画マスタープラン改定(案)に関する報告

3. 各委員名簿

3-1 益城町都市計画マスタープラン改定検討委員会

役 職	氏 名	職 名 など
委員長	柿本 竜治	熊本大学大学院先端科学研究部 教授
委員	柴田 祐	熊本県立大学環境共生学部 教授
委員	稲田 忠則	益城町議会 議長
委員	榮 正敏	益城町議会 建設経済常任委員長
委員	坂井 秀一	熊本県土木部道路都市局 都市計画課 課長
委員	楮本 亮治	熊本県農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課 課長
委員	深川 元樹	熊本県商工観光労働部新産業振興局 企業立地課 課長
委員	上野 晋也	熊本県県央広域本部 上益城地域振興局 局長
委員	河野 秀明	益城町 政策審議監
委員	持田 浩	益城町 土木審議監

3-2 益城町都市計画マスタープラン改定幹事会及び作業部会

	幹 事 会	作 業 部 会
	職 名	職 名
総務課	総務課長	総務課参事、主査
危機管理課	危機管理課長	危機管理課係長
企画財政課	企画財政課長	企画財政課主査
福祉課	福祉課長	福祉課主査
こども未来課	こども未来課長	こども未来課主査
健康づくり推進課	健康づくり推進課長	健康づくり推進課係長
産業振興課	産業振興課長	産業振興課審議員、主査、主事
復興整備課	復興整備課長	復興整備課主査
公営住宅課	公営住宅課長	公営住宅課主事
下水道課	下水道課長	下水道課主事
水道課	水道課長	水道課主事
学校教育課	学校教育課長	学校教育課主査、主事
生涯学習課	生涯学習課長	生涯学習課主事
都市建設課	都市建設課長	都市建設課係長、主査

4. 町民意向の反映

4-1 各種アンケートの実施

益城町都市計画マスタープランの検討を行うにあたり、町民や中学生、企業のまちづくりに対する意向を把握するため、以下のアンケート調査を実施しました。

(1) 町民アンケート実施概要

実施目的	現在のまちに関する満足度や、今後のまちづくりに関して重要と思う事項などに関する住民意向を把握することを目的に実施
調査対象	町内在住の18歳以上の住民2,500人
抽出方法	各校区の町全体の人口に対する人口比率を基に、各校区の配布数を定め、各校区に在住する住民を無作為で抽出
調査方法	郵送配布及び郵送回収
調査期間	平成30年11月24日(土)～12月14日(金)
有効回収数	920票
有効回答率	36.8%

(2) 中学生アンケート実施概要

実施目的	将来のまちづくりの担い手である中学生からみた現在のまちの問題点や課題、益城町に対する思い・希望などに関する意向を把握することを目的に実施
調査対象	木山中学校2年生(80名)、益城中学校2年生(251名)
調査方法	教員による当日直接配布・当日直接回収
調査期間	平成30年11月
有効回収数	304票
有効回答率	91.8%

(3) 企業アンケート実施概要

実施目的	事業を行う場所としての現在のまちに関する満足度や、今後のまちづくりに関して重要と思う事項などに関する事業者の意向を把握することを目的に実施
調査対象	益城町で事業を行っている事業者600社
抽出方法	庁内資料より抽出
調査方法	郵送配布及び郵送回収
調査期間	平成30年11月16日(金)～11月30日(金)
有効回収数	207票
有効回答率	34.5%

(4) 行政区長アンケート実施概要

実施目的	地域に精通している行政区長からみた地域の魅力や課題などの現状に関する情報収集を行うとともに、今後の地域のために必要な取組に関する意向を把握することを目的に実施
調査対象	益城町の各行政区長67人
抽出方法	庁内資料より抽出
調査方法	郵送配布及び郵送回収
調査期間	令和元年11月20日(水)～12月6日(金)
有効回収数	49票
有効回答率	73.1%

4-2 木山中×益城中 若人会議（中学生ワークショップ）の開催

計画の策定にあたり、これからの益城町を担う中学生の意向を反映させるため、木山中×益城中 若人会議(中学生ワークショップ)を開催しました。

《開催概要》

実施目的	これからの益城町を担う中学生から益城町の現状に関する考えや意見・意向などを収集し、益城町に対する思い・希望などに関する意向を把握するとともに、中学生と行政がまちづくりに対する想いを共有することを目的に実施
開催場所・日時	益城町役場 別館2階本会議場 令和元年10月26日(土)午前 9:00 から 11:30
参加者	木山中学校の2年生:9名、益城中学校の2年生:9名 計18名
意見交換の内容	・益城町の好きなところや場所、嫌いなところや場所 ・10年後、24歳になった時、どのような益城町に住みたいか



▲自己紹介の様子



▲グループワークの様子



▲発表の様子

▼ワークショップの成果



5. 用語集

ア行

NPO(エヌピーオー)

「Non Profit Organization」の略。民間非営利団体の訳。

カ行

開発行為

主として、建築物の建築や特定工作物の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」のこと。

街区公園

主として街区に居住する者が利用することを目的とする公園で、面積 0.25ha が標準。

河川氾濫

大雨などにより、河川の水位が上昇し、堤防を越え又は、堤防が決壊し、水が溢れ出る現象のこと。

協働

複数の行為主体同士のパートナーシップのひとつのあり方であり、それぞれの行為主体が利益の共有に基づき、取組のプロセス全体に対して対などな役割と責任を持って関与していくこと。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積2ha が標準。

区域区分

都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要がある場合に、都市計画区域を計画的に市街化を進める市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域に区分すること。

建築協定

地域住民の全員の合意により、建築基準法に定められた最低限の基準に加え、住み良いまちづくりのための基準を定め、お互いに守り合っていくことを約束する制度。

交通結節点

自動車から徒歩やバスから鉄道など複数の交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ場所や施設のこと。

高齢化率

65歳以上の高齢者人口(高齢人口)が総人口に占める割合のこと。

国勢調査

日本国内に住むすべての人と世帯を対象とし、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法に基づき、5年に一度実施する統計調査のこと。

国土強靱化

国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつこと。

コミュニティバス

公共交通が利用しづらい地域の人々の生活を支えるため、市や地域が主体となって運営するバス交通のこと。

コンパクトシティ・プラス・ネットワーク

地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めるためのまちづくりの概念。

サ行

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域(既成市街地)、およびおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(新市街地)をいう。(同法第 7 条第 2 項)

市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされ(同法第 13 条)、また、開発行為は一定の基準に該当していれば許可しなければならない。(同法第 33 条)

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、災害の恐れのある土地や優良農地として保全すべき土地など、原則として市街化を抑制すべき区域。(同法第7条第3項)

市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は制限される。(同法第29条及び第34条)

市街地開発事業

良好な市街地の形成を図るため、一定の地域において、公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行う事業のこと。

少子高齢化社会

人口に占める高齢者の割合が増加する「高齢化」と、出生率の低下により若年者の人口が減少する「少子化」が同時に進行する状態のこと。

ストックマネジメント

既に整備された道路や橋梁、給排水施設などの都市基盤や市街地、公共公益施設などの人工物を資産として捉え、各施設の状態を客観的に把握、評価し、今後の状態を予測するとともに、計画的、かつ、効率的に管理する手法のこと。

生活利便施設

生活利便施設は、町民の生活において日常的に利用する頻度が高い施設のこと。

総合計画

福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育など様々な分野を一つの方向性のもとに計画的に推進していく自治体の全ての計画の基本となる計画のこと。

夕行

地域コミュニティ

地域住民が人と人との信頼関係に根ざした共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを行いながら、地域のことがらに取り組んでいる地域社会のこと。

地域地区

都市の土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図る役割を果たすものであり、地域ごとの性格に応じた建築制限を行い適正な都市環境を保持するために定められ

ている制度。

地区計画

一体的に整備、開発及び保全を図るべき地区について、道路・公園などの地区施設の配置及び規模に関する事項や建築物の形態・用途・敷地・意匠などについて、総合的かつ一体的にひとつの計画として定めた計画のこと。地区の特性に応じて、地域住民の意向による計画を定め、良好なまちづくりを推進する制度をいう。

低未利用地

既成市街地内の更地・遊休化した工場・駐車場など、有効に利用されていない土地のこと。

デマンドタクシー

事前に予約し、自宅や指定場所から目的地まで乗合をしながら、それぞれの行き先に送迎するタクシーによるサービスのこと。

都市機能

商業や医療・福祉、子育て支援、教育文化など都市での生活を支えるサービスを提供する機能のこと。

都市経営

自治体行政を単なる地方行政としてではなく、地域行政、地域経営ととらえようとする考え方のこと。

都市計画区域

市または一定の要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現状・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都市計画区域として都道府県知事が指定する。(都市計画法第5条第1項)

都市計画区域を指定すれば1ha未満の開発行為も開発許可の取得が義務付けられ、建築物などへの建築基準法による集団規程の適用がなされる。また、都市の将来像を示すマスタープランに基づき、各種都市計画の決定や都市施設の整備が行われ、市街地開発事業の実施も可能となる。

都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、市町村が地域の実情に応じて、都市全体及び地域ごとの将来像を示し、地域におけるまちづくりの課題に対応したまちづくりの方針を示したもの。

都市計画区域マスタープラン

都市計画区域マスタープランは、正しくは「都市計画区域の整備、開発、保全の方針」(都市計画法第6条の2)といい、人口、人や物の動き、土地利用の仕方、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、都市全体や身近なまちを将来どのようにしていきたいかについて基本的な方針を都道府県が定めるもの。

都市施設

都市活動や良好な都市環境を維持するために必要な施設のこと。都市施設には、交通施設(道路、都市高速鉄道、駐車場など)、公共空地(公園、緑地など)、供給・処理施設(上下水道、電気、ガスなど)、河川、運河その他の水路、教育文化施設(学校、図書館など)、病院、保育所、市場、一団地の住宅施設、一団地の官公庁施設、流通業務団地などがある。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善および宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設または変更を行う事業のこと。

ナ行

内水氾濫

局地的な大雨などにより、市街地内の下水道や排水路が雨水を排水処理できなくなり、住宅地などの人が住んでいる場所が浸水する現象のこと。

ハ行

バリアフリー

バリアは障壁・障害の意味であり、高齢者、身体障がい者などが社会生活を営む上で、支障がないように施設を設計すること。また、そのように設計されたもの。公共空間では、段差のない歩道や駅のエレベーター設置、ノンステップバスなどがバリアフリー施設となる。

パブリックコメント

広く一般市民に対して、広報誌やホームページなどの媒体を通じて、政策のあり方、政策案に対する意見を受け付ける機会を確保し、受け付けた

意見を考慮して政策案の修正などを含め政策の検討を行うという、一連の政策立案上の手続きを意味する。

マ行

密集市街地

幅4m未満の細街路や行き止まり路が多いなど公共施設が未整備であること、接道要件を満たしていなかったり全く接道していない敷地が多い、そして小規模な敷地が多い、また耐震性や防火性の低い老朽木造建築物が多いなどの特徴を持つ市街地を指す。

モータリゼーション

自動車が日常生活の必需品として普及する社会現象のこと。

ヤ行

誘導施策

立地適正化計画における居住誘導区域内への居住を促すための支援策及び都市機能誘導区域内に誘導施設の立地を促すための支援策のこと。

ユニバーサルデザイン

すべての人に普遍的な価値を持つデザインを意味する言葉。障害者と健常者、高齢者と幼児、成人など区別なく、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、誰もが分け隔てなく使える・とおれる・住める・楽しめるように、まち・家・モノをデザインしようという考え方。

用途地域

都市機能の維持増進や住環境の保全を目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建蔽率及び各種高さについて制限を行う制度。

ワ行

ワークショップ

誰もが自由に意見が言いやすいように工夫された形式張らない会議の一種で、創造行為と合意形成に焦点をおいている。住民参加の手法としてよく使われている。

益城町都市計画マスタープラン

令和２年３月 策定

発 行 益城町

編 集 都市建設課 都市計画係

〒861-2295 上益城郡益城町宮園 702

TEL : 096-286-3340 FAX : 096-286-4523



益城町都市計画マスタープラン

令和 2 年 3 月

益城町 都市建設課 都市計画係

〒861-2295 上益城郡益城町宮園 702

TEL: 096-286-3340 FAX: 096-286-4523
